

先生各位

「ビオチン」摂取における検査結果への 影響に関するご注意

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「ビオチン」摂取における検査結果への影響に関して、厚生労働省より「測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品の添付文書の自主点検等について」が通知されました。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000547275.pdf>)

つきましては、「ビオチン」摂取における検査結果への影響に関するご注意を下記にご案内させていただきます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

近年、美容や健康維持を助ける栄養素として高濃度のビオチン（ビタミン B₇）を含有するサプリメント等が、海外直送品として市販されております。

免疫血清検査における測定原理の反応系にビオチンが使用されている検査項目につきましては、患者検体中に過剰のビオチンが存在することにより検査結果が低値または高値を示す可能性がございます。このことより、高濃度及び多量のビオチンを摂取している患者様からの採血は、一定期間経過してから実施することが望ましいとされておりますのでご注意をお願い申し上げます。

なお、対象検査項目につきましては、検査試薬の改良等、種々の変更が加えられる可能性があるため、必要に応じて営業担当者へお問い合わせください。



薬生安発 0912 第 4 号
令和元年 9 月 12 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品の添付文書の自主点検等について

測定系にビオチン（ビタミン B₇）を用いる体外診断用医薬品につきましては、米国食品医薬局（FDA）及び欧州医薬品庁（EMA）より、高用量のビオチンを摂取した測定対象者の検体を使用した場合、正しく測定ができない可能性があることについての注意喚起がなされているところです。

ついては、貴管下製造販売業者の製造販売する測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品について、下記のとおり添付文書の自主点検を行い、必要な場合には改訂及び医療機関等への情報提供を実施するよう、貴管下製造販売業者への周知徹底方お願い申し上げます。

記

1. 自社の製造販売する測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品について、その測定原理及び測定対象が、医薬品、サプリメント等により多量のビオチンを摂取していた測定対象者の検体を使用した場合に、検体中のビオチンが測定結果に影響を与える可能性のあるものであるかを確認すること。
2. 上記 1 の結果、測定結果に影響を与える可能性のある品目については、添付文書に、以下の内容が記載されていることを確認すること。
 - （1）〔操作上の注意〕の「妨害物質・妨害薬剤」の項に「ビオチン（ビタミン B₇）」の記

載があること。

(2) 同項に、測定結果に対して影響を与えないことが確認されたビオチンの最大濃度の記載があること。

3. 上記2の結果、添付文書の記載が不十分と判断された場合には、速やかに添付文書の改訂を行うとともに、医療機関等に対し必要な情報提供を行うこと。

4. 上記1から3の確認とそれに伴う添付文書の改訂結果について、令和元年10月15日までに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部医療機器安全課あてに報告すること。なお、令和元年10月15日時点で添付文書の改訂が終了していない場合は、その時点での検討状況を報告し、改訂後に再度同課あてに報告すること。



薬生安発 0912 第 5 号
令和元年 9 月 12 日

(別記 1) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品の添付文書の自主点検等について

測定系にビオチン（ビタミン B₇）を用いる体外診断用医薬品につきましては、米国食品医薬局（FDA）及び欧州医薬品庁（EMA）より、高用量のビオチンを摂取した測定対象者の検体を使用した場合、正しく測定ができない可能性があることについての注意喚起がなされているところです。

については、貴会会員の製造販売する測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品について、下記のとおり添付文書の自主点検を行い、必要な場合には改訂及び医療機関等への情報提供を実施するよう、貴会会員宛への周知徹底方お願い申し上げます。

記

1. 自社の製造販売する測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品について、その測定原理及び測定対象が、医薬品、サプリメント等により多量のビオチンを摂取していた測定対象者の検体を使用した場合に、検体中のビオチンが測定結果に影響を与える可能性のあるものであるかを確認すること。
2. 上記 1 の結果、測定結果に影響を与える可能性のある品目については、添付文書に、以下の内容が記載されていることを確認すること。
 - (1) [操作上の注意] の「妨害物質・妨害薬剤」の項に「ビオチン（ビタミン B₇）」の記載があること。
 - (2) 同項に、測定結果に対して影響を与えないことが確認されたビオチンの最大濃度の記載があること。
3. 上記 2 の結果、添付文書の記載が不十分と判断された場合には、速やかに添付文

書の改訂を行うとともに、医療機関等に対し必要な情報提供を行うこと。

4. 上記1から3の確認とそれに伴う添付文書の改訂結果について、令和元年10月15日までに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部医療機器安全課あてに報告すること。なお、令和元年10月15日時点で添付文書の改訂が終了していない場合は、その時点での検討状況を報告し、改訂後に再度同課あてに報告すること。

(別記1)

一般社団法人 日本臨床検査薬協会 会長

一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会 会長

欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会 委員長



薬生安発 0912 第 6 号
令和元年 9 月 12 日

(別記 2) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

測定系にビオチンを用いる体外診断用医薬品の添付文書の自主点検等について

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれましても、測定系にビオチン（ビタミン B₇）を用いる体外診断用医薬品の使用に際しては、「測定対象者が医薬品、サプリメント等により多量のビオチン（ビタミン B₇）を摂取していた場合、正しい測定結果が得られない可能性があるため、測定結果の解釈に留意する必要がある」旨を、（別記 3）への周知につきご配慮をお願いします。

(別記2)	(別記3)
公益社団法人日本医師会 担当理事 公益社団法人日本歯科医師会 会長 公益社団法人日本薬剤師会 会長 一般社団法人日本病院薬剤師会 会長 文部科学省高等教育局医学教育課 課長 防衛省人事教育局 衛生官 法務省矯正局 矯正医療管理官 医政局医療経営支援課 課長 労働基準局労災管理課 課長 宮内庁長官官房秘書課 課長 独立行政法人国立病院機構医療部医療課 課長 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 代表理事会長 一般社団法人日本臨床検査医学会 理事長	貴会会員 貴会会員 貴会会員 貴会会員 貴管下医療機関 貴管下医療機関 貴管下医療機関 貴管下医療機関 貴管下医療機関 貴管下医療機関 貴管下医療機関 貴会会員 貴会会員